

# 下水道課からのお知らせ

## 公共下水道への接続はお早めー！

公共下水道は、快適な生活環境づくりや河川などの水質保全に役立っています。

お住まいの地域が公共下水道の使える区域になった場合には遅滞なく（おおむね1年以内）、また、くみ取り式トイレがある場合には、3年以内に水洗式に改造し、下水道への接続をお願いします。

## 下水道受益者負担金制度について説明します

公共下水道は、一般の公共施設（道路・公園）とは違い、利用できる地域の人が限られています。

そのため、下水道を税金だけで整備すると、下水道が利用できる人も建設費を負担することになり、「公平な負担」の原則に反することになります。そこで、下水道を利用できる人（受益者）が建設費の一部を負担することにより、下水道を整備しています。このコーナーでは、下水道

### ★下水道課 ☎ 1146

受益者負担金についてQ&A方式で説明します。

**Q 負担金は誰が納めるのですか？**

**A** 整備区域内のすべての土地の所有者又は権利者に納めていただきます。

**Q 負担金の額はどれくらいですか？**

**A** 土地の面積1㎡当たり300円になります。

**Q 負担金の納付について、免除の制度はありますか？**

**A** ありません。ただし、農地等（田・畑・山林等）は、宅地として利用するまでの期間、70%を猶予することができます。（猶予には、猶予申請書の提出が必要です。）

**Q 負担金の納付方法はどのような方法がありますか？**

**A** 算出した金額を5年に分割し、さらに1年を4期（合計20回）に分けて納付する分納と1年から5年分をまとめて第1期（毎年6月末日）に納付する一括納付があります。

一括納付の場合、納付す

る年数・金額に応じて一括納付報奨金が交付されます。（実際には、報奨金を差し引いた金額で納付することになります。）

納付書は、6月初旬に受益者に送付します。

※負担金の納付は、便利な口座振替が利用できます。

**Q 受益者（納付する人）が変わった場合は、どのようにすればよいのですか？**

**A** 負担金を分割で納付中に、相続や売買などの理由で、その土地の受益者に変更があった場合は、速やかに受益者異動申告書を下水道課に提出してください。

届出のあった日以前にかかる負担金は、変更前の受益者の負担になります。

※受益者異動申告書は、下水道課（市役所2階）で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

## 4月から次の地域の一部で下水道が利用できます

若泉1丁目、本庄4丁目、けや木1丁目、けや木3丁目、早稲田の杜ら丁目、児玉町児玉、児玉町吉田林

※早めの接続にご協力をお願いします。

### 下水道に接続するまでの流れ

- 1 下水道接続工事は、市指定下水道工事店に依頼します。数社から見積もりを出してもらい検討するのもよいでしょう。
- 2 依頼する工事店が決まったら、設計や見積書等をよく確認し、お互いに納得のうえで契約をするようにしてください。
- 3 工事費の融資あっせん制度を利用することもできます。希望する場合は、下水道課までご連絡ください。
- 4 工事を施工します。工事はトイレや台所、浴室などの排水口と下水本管を結ぶ取付管までをつなぐものです。
- 5 工事が完了すると、工事が適正に行われたか確認するため、市職員が検査に伺います。
- 6 融資あっせんを申し込んだ人には、検査後に検査済通知書を送ります。通知書を持って金融機関で手続きをしてください。

### 農業集落排水処理施設への接続について

集落排水処理施設が整備された地域に住んでいて、接続していない家庭は、早めの接続をお願いします。また、すでに接続し、使用している人で、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、下水道課への届出が必要です。

- ① 転入、転出、出生、死亡等で世帯人数が増減した場合
  - ② 使用を停止・再開する場合や、売買等により建物の所有者が変わる場合
  - ③ 建物の改築等で、宅内配管に変更が生じる場合
- \*①、②は4月1日より電子申請による届出が可能になりました。（電子申請については、市ホームページをご覧ください。）

※新たに取付マスを設置する場合、受益者負担金を納めていただく必要がありますので、事前に下水道課へご相談ください。

## 東日本大震災により被害を受けられたみなさんへ

～被災時の納税地が福島県の下記の地域内にあった人の税務手続きのご案内～

東日本大震災が発生した平成23年3月11日以後に到来する申告・納付等の期限を延長していましたが、平成26年1月31日付国税庁告示により、下記の地域にかかる延長措置は終了することになりました。

**地域名** 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

### 東日本大震災にかかる申告相談のお知らせ

平成23年3月11日以後に期限が到来するすべて税目にかかる申告・納付等については、平成27年3月31日(火)までに手続きをしてください。期限内に申告・納付等の手続きが困難な人は、更なる延長措置を受けることができませんので、所轄税務署又は最寄りの税務署（本庄税務署 ☎2111）へご連絡ください。

地域名	所轄税務署
川俣町	福島税務署（☎024-534-3121）
田村市	郡山税務署（☎024-932-2041）
南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	相馬税務署（☎0244-36-3111）

※申告相談をする場合は、所轄税務署又は本庄税務署に電話（平日午前9時～午後5時）で事前の予約をお願いします。

### 東日本大震災に関する特例等について

東日本大震災により被害を受けられた人については、次のような税制上の措置があります。

- ・住宅や家財などに損害を受けた人の「所得税の軽減又は免除」及び「雑損控除の損失額の計算等における災害関連支出に係る対象期間の延長の特例」
- ・自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった人の「住宅借入金等特別控除の特例」
- ・事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の「純損失の繰越控除の特例」又は「被災代替資産の特別償却」
- ・土地等を譲渡した人の「譲渡所得の特別控除等の特例」など

※詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「東日本大震災により被害を受けた場合等の税金の取り扱い（パンフレット一覧表）」をご確認ください。

### 東京電力㈱から支払いを受ける賠償金の税制上の取り扱いについて

#### 課税対象外

- ・「避難生活等による精神的損害」、「避難・帰宅費用」、「一時立入費用」、「生命・身体的損害」、「検査費用（人）」、「検査費用（物）」のうち家事用資産に係るもの、「財物価値の喪失又は減少等のうち家事用資産及び業務用資産に対するもの」

#### 課税対象

- ・個人事業者の「営業損害」、「検査費用（物）」のうち業務用資産及び棚卸資産に係るもの、「財物価値の喪失又は減少等のうち棚卸資産に対するもの」
- ・給与所得者の「就労不能損害のうち給与等の減収分に対するもの（転居費用及び通勤費増加額として支払いを受ける部分を除いたもの）」

※詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「東京電力㈱から支払いを受ける賠償金の所得税法上の取扱い等について」をご確認ください。ご不明な場合には、所轄税務署又は最寄りの税務署（本庄税務署 ☎2111）へお問い合わせください。

老人福祉センターつきみ荘の休館日 ☎3696

7日(月)・14日(月)・21日(月)・28日(月)・5月5日(月)

余熱利用施設湯かっこの休館日 ☎8126

1日(火)・7日(月)・14日(月)・21日(月)・28日(月)・5月7日(火)

ボートレース戸田(埼玉県都市競艇組合主催)開催日程

1日(火)～2日(水)、19日(土)～24日(木)

※本庄市は埼玉県都市競艇組合に加入しており、組合からの配分金をさまざまな事業に活用しています。

### 一市税夜間収納窓口のお知らせ

日時 4月7日(月)・5月7日(火) 午後5時15分～7時

場所 ・市役所1階 収納課 ☎1120

・総合支所仮庁舎 市民福祉課 ☎1333

※市役所へお越しの際は庁舎東側の夜間休日受付通用口を、総合支所仮庁舎へお越しの際は正面玄関をご利用ください。

### 市税の納付は安心・便利な口座振替を!

預貯金通帳と届出印を持参のうえ、各金融機関又はゆうちょ銀行・郵便局の窓口でお申し込みください。